

伯耆町公式ウェブサイト投稿カレンダー管理運用規程

(目的)

第1条 この訓令は、自治会等が主催する行事等を広く周知するとともに、伯耆町が主催する行事と自治会等が主催する行事等の開催日の重複を避けることを目的に整備した伯耆町公式ウェブサイト投稿カレンダー機能の管理運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事等 自治会やNPO法人等が主催する行事やイベント
- (2) 登録フォーム 行事等を投稿するために伯耆町公式ウェブサイト上に構築した画面

(行事等の投稿)

第3条 伯耆町公式ウェブサイトのイベント情報に行事等の登録を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、掲載を希望する日の5営業日前までに、登録フォームから必須項目を入力の上、投稿するものとする。

2 掲載希望者は、投稿した行事等に誤りがあったときは、速やかに登録フォームから再度投稿するものとする。

(投稿の処理)

第4条 前条の規定により投稿された行事等は、企画課で受理し、遅滞なく処理するものとする。

2 投稿された行事等が次の各号いずれかに該当する場合は、掲載しないものとする。

- (1) 伯耆町外で開催されるもの
- (2) 広く一般から参加者を募集しないもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 政治活動、又は宗教活動を目的とするもの
- (5) 営利を目的とするもの
- (6) その他町長が掲載しないことが適当と認めるもの

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。